



青色ニュース



ホームページ

品川青色申告会記念誌完成

70周年 創立記念誌



一般社団法人 品川青色申告会

このたび、（一社）品川青色申告会では、設立70周年を迎えることが出来ました。これもひとえに皆様方の温かいご支援ご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

これを記念しまして、当会の取組みを交えつつ、これまでの70年のあゆみを振り返る記念誌を作成いたしましたので、ぜひご覧ください。

主な掲載事項
 関係団体より祝辞
 申告会の歴史
 歴代税務表彰者
 青年部・女性部

70周年の歴史を写真と年表で振り返ります。

70th Anniversary

(青色申告年表)

● 役員・職員について ● 会則について ● 経理について ● 品川青色申告会

20年	● 事務所を品川駅前へ移転
25年	● マインバンクへ移転
30年	● マインバンクへ移転
35年	● マインバンクへ移転
40年	● マインバンクへ移転
45年	● マインバンクへ移転
50年	● マインバンクへ移転
55年	● マインバンクへ移転
60年	● マインバンクへ移転
65年	● マインバンクへ移転
70年	● マインバンクへ移転



今後の活動について

毎年の開催をしております「青色まつり」・「決算ポイント説明会」ですが、昨今の事情を踏まえ、開催を断念いたしました。

事務局利用について

左記の日時は、予約枠の削減又は各種会議等によりお待たせする可能性がありますので、ご注意ください。

- 12月13日(月)午後
- 14日(火)午前
- 15日(水)午後
- 16日(木)午前

年末年始について

令和3年の業務については12月27日(月)までとなり、令和4年1月5日(水)より通常業務となります。

- 1、70周年記念誌 事務局利用について
- 2、SNS最新更新情報
- 3、品川区納税功労表彰
- 4、源泉徴収業務特集
- 7、決算申告サポートに向けて
- 9、事前記入のお願い
- 10、土地建物の譲渡等
- 11、経営セーフティ共済等
- 12、カレンダー完成

(一社)品川青色申告会
 品川区南品川4-2-32
 品川税経会館 1階
 電話 03(3474)7564(代)
 F A X 03(3458)2616

サッカー大会



『品川区主催エコカップ少年サッカー1年生大会』を10月24日(日)にしながら中央公園において開催されました。当会は品川区商店街連合会と共に協力し、当日は佐藤副会長が参列いたしました。

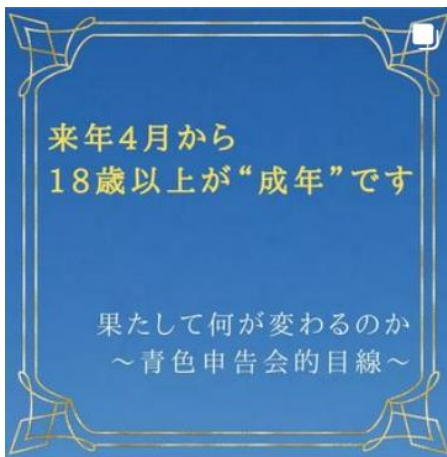
当日は、佐藤副会長より参加者に対し、普段の生活に税金がどのように利用されているかについてのお話をしました。

この子どもたちの中に将来の日本代表が出てくるかもしれません。もしかしたらメッシ・Cロナウドみたいになるかも。

SNS最新更新情報

ここでは、今年より開始したSNSサービスの最新情報をご案内いたします。会員のお役に立てる情報をあげてまいりますので、ご興味のある方はHPをご覧ください。また、SNSサービスをご利用になられていない方にも、「申告会はこんな活動をしているのか」と知っていただければ幸いです。

インスタグラムより



令和4年4月より成年年齢が変更されることによる申告会目線での影響について。

ユーチューブより



感染拡大防止協力金に関する取扱いについてのご案内です。合計約1時間超の5部作の超大作となりました。



11月より新たに開始した青色アプリについてのご案内です。

これから皆様のお役に立てる情報をお知らせいたします。SNSを通じて発信してまいります。ご意見ご要望等ございましたら事務局までご連絡ください。

納税表彰

本年11月12日(金)に、品川税務署3階にて納税表彰が行われ、2名の方が署長表彰、3名の方が署長感謝状を受賞しました。

今年度も新型コロナウイルス感染症防止のため、表彰のみの開催となりましたが、川口品川税務署長より一人ひとり賞状を読みあげ、感謝の言葉を述べられました。表彰された皆様おめでとうございます。



前列左より 新井様、川口署長、伊藤様、万里崎様
後列左より 南山統括官、市川会長、柳田副署長

品川区技能功労表彰

本年10月1日(金)に、永年におたり同一業種に従事し、卓越した技能を有する技能功労者として、2名の方が品川区技能功労表彰を受賞されました。ここに報告をさせていただきます。表彰された皆様おめでとうございます。

品川税務署長表彰

万里崎 猛 男 氏

伊藤 昌 博 氏

品川税務署長感謝状

池田 宗 人 氏

田村 達 男 氏

新井 達 雄 氏

品川区技能功労表彰

川口 義 雄 氏

(理容業)

竹内 稔 浩 氏

(畳業)

しながわ夢さん橋

本年10月9日・10日に大崎駅南口夢さんばし上において「しながわ夢さん橋」に参加し、消費税のインボイス制度の周知及び当会の広報活動を行いました。



品川税務署長他署員の方々にご協力いただきました。ありがとうございました。

源泉徴収業務特集

今年も残り一か月となり、給与に関する下期(7月〜12月)の源泉税の納付期限が近づいてまいりました。また、年末調整の時期でもあります。年末調整は、毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税との差額を精算するものです。その為、給与の受け取り者より必要な書類を集めていただく必要があります。

納付期限は令和4年1月20日(木)までとなります。年末年始等で事務局の業務が行われていない時期がございますので、確認の上、事務局をご利用下さい。

総括表が、区役所から送られてきます。来局の際は、必ず持参ください。

令和4年度(令和3年分)給与支払報告書(総括表)

令和4年1月31日まで提出してください。

令和	年	月	日	提出	区分
指定番号					
法人番号 又は個人番号	税務番号	提出区分	給与支払 開始の年月日	事業種別	受給者 総人数
給与支払 所在地	代表者 の氏名	特別徴収 (退職者)	普通徴収 (退職者除く)	合計	1. 必要 2. 不要
代表者 の印 鑑・氏名 の住所 の名称 の名称	電話番号	納入書の送付			(※)欄は記入しなくてください。

品川区役所用
普通徴収切替理由書

～「普通徴収」に該当する受給者がいる場合の注意事項～
 ①下記「普通徴収切替理由書」の「人数」欄を記入してください。
 ②「個人別明細書」の「摘要」欄に「普通徴収切替理由書」の「符号(普A～F)」を記入してください。
 ③別紙「普通徴収仕切り紙」の下に「個人別明細書(普通徴収)」を綴ってください。

普通徴収切替理由書		
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数(受給者総人数)2人以下	名
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	名
普C	給与が少なく税額が引けない	名
普D	給与の支払が不定期	名
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	名
普F	退職又は退職予定者(5月末日まで)及び退職者	名
普通徴収分 合計		名

普通徴収仕切り紙

退職等で、特別徴収(給与天引)できない方の給与支払報告書(個人別明細書)は、この用紙の下に綴ってください。

普通徴収(退職者) _____ 人
 普通徴収(退職者除く) _____ 人
 普通徴収報告人数合計 _____ 人

・ 本年は大井第3地域センター源泉出張は中止となりました。
 ・ 年末調整サポートは、令和4年1月7日(金)までに済ませましょう

※年末調整サポートと決算申告サポートは原則として同日に行いません。場合により再度予約をしていただくこととなります。

従業員等に対するマイナンバーの取得

平成28年よりマイナンバー制度が導入されています。税務・労務等の分野において、事業主は『給与や報酬の源泉徴収事務』『雇用保険に関する事務』等を行う場合に従業員や専従者等へマイナンバー(以下「番号」といいます)の提示を求める必要があります。

そこで、年末調整が必要となる『給与の源泉徴収事務』に関する番号の取扱について特集致します。

なお、皆様が従業員等に対して番号の提示を求める際の『個人番号の提示を依頼する文書』の文例をご用意します。必要の方は(二社)品川青色申告会にお申し付け下さい。

※給与等の支払者が、従業員、従業員の扶養親族に関する番号の提供を過去に受け、適切に保管している場合は、従業員からの提供を省略することが可能です。



源泉徴収事務における『事業主』の番号について

- 1、【直接税務署、区役所等へ提出】
：事業主の『番号確認』と『身元確認』の提示が必要となります。
- 2、【郵送で提出】
：事業主の『番号確認』と『身元確認』の写しを同封する必要があります。
- 3、【申告会経由で提出する場合】
：事業主の『番号確認』と『身元確認』の写し(コピー)をお持ち下さい。
(注)個人番号カードの写しの場合は両面をコピーして下さい。なお、番号の確認書類に関するコピーは、トラブル防止等、安全管理措置の観点により当会でのコピーは一切お断りさせて頂きます。ご了承ください。

マイナンバーの提供を従業員から受ける場合

- 1、「従業員」の本人確認について
従業員から番号の提供を受ける場合には、本人確認として、下記の『番号確認』と『身元確認』ができる書類が必要となります。
なお、『事業主』の本人確認の書類も下記と同様です。

『番号確認』に必要なもの

『身元確認』に必要なもの

ケース①	・個人番号カード(マイナンバーカード) ※申請により交付される顔写真付きのプラスチック製のカードで、これ一つで【番号】と【身元】の確認が可能です。	
ケース②	[いずれか1点] ・通知カード(当初送られた紙のカード) ・マイナンバーが記載された住民票の写し、又は、住民票記載事項証明書など	[いずれか1点(有効期限内のもの)] ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者カードなど
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 0 auto;">又は</div>		
例1：マイナンバーカード(番号+身元)で確認 例2：通知カード(番号)と運転免許証(身元)で確認		[上記の身元確認のものがない場合は原則として次のうちいずれか2点] ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険証書 ・年金手帳 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 など

マイナンバーを取り扱う際の注意事項

- 2、「従業員」の扶養親族の本人確認
年末調整を行う際に従業員も必要となりますが、各確認は従業員が行うこととなります。

- 【取得】
従業員から番号の提供を求めるにあたり、番号の利用目的を特定し、従業員に明示しなければなりません。
 - 【利用・提供】
事業者は、源泉徴収票等に番号を記載して行政機関等に提出する場合のみ、番号を利用・提供が出来ます。
 - 【保管・廃棄】
特定の手続き書類の作成事務を翌年度以降も継続的に利用する必要がある場合に限り、番号を保管が出来ます。
 - 【安全管理措置】
番号の漏えい等の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- また、従業員等に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

お持ちいただく資料

資料	注意事項	Check
【令和3年分】 ・源泉徴収簿	1～12月分給与・賞与の記入と集計、給金額に誤りがないように、ご確認下さい	
【過年度】 ・源泉徴収簿 ・納付書の控え	過年度の過不足額の確認等に使用します。	
【令和3年分】 ・扶養控除等申告書 ・保険料控除申告書 ・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除 申告書	受給者の住所、氏名・配偶者名・扶養者名それぞれの方の生年月日等、配偶者・扶養者に収入のある方は、その種類と年間収入金額見込み額が必要となります。令和2年分より、受給者の合計所得金額の見積額等も必要となりました。 ※平成25年1月より7年間の保存が明確化されました。なお、従来と同様に税務署から提出を求められた際は提出する必要があります。	
【年末調整に必要な】 ・各種控除証明書	社会保険（国民年金・国民年金基金・健康保険等）、生命保険・地震保険等・小規模企業共済等の年間支払金額のわかる証明書等をご持参下さい。	
・前勤務先源泉徴収票 ※中途採用者の場合	中途採用者がいる場合は、その方の前勤務先の源泉徴収票が必要です。	
・源泉税・納付書	税務署より送付された源泉税納付書をご持参下さい。	
・総括表	11月下旬頃、区役所より封書にて届く予定です。	
・マイナンバー ※事業主	5ページを参照ください。	
・マイナンバー ※従業員及び専従者 並びにその扶養親族	5ページを参照ください。	
・還付先口座 ※還付申請が必要な 場合	年末調整の結果、翌年2月までに還付する事が困難な場合等には、還付先(源泉徴収義務者(事業主)又は従業員本人)の口座番号が必要となります。 なお、源泉徴収義務者に還付する場合は対象従業員の委任状が必要となります	

押印義務の改正について

税務関係書類における押印義務の改正され、税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、押印を要しないこととされました。このため、扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等に押印をしていただく必要がなくなりました。



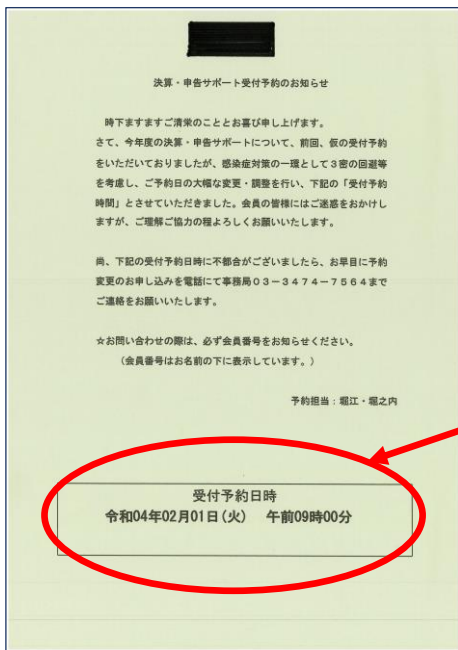
決算申告サポートに向けて

申告期の予約

今回分の会報に、令和3年分決算申告サポートの予約日に関する書類が入っています。
 名前等に間違いがないかご確認ください。予約日時を確認の上、都合が悪い方は再予約を、まだ予約をされていない方は予約をしましょう。



こちらに注目



『1月中です』と記載されている方	1月12日～31日の間(※)に決算申告サポートをご利用になられてください。
2月1日～3月8日の予約日時が記載されている方	記載された予約日時の15分程度前に受付を済ませてください。ご都合が悪い場合には、予約を取り直してください。
『予約を取ってください』と記載がされている方	1月12日～31日の間(※)に決算申告サポートを受ける場合は予約は不要です。 2月1日～3月8日の間に決算申告サポート受ける場合は事前に予約をしていただく必要があります。

※1月中のご予約の方は、『公的年金の源泉徴収票』など必要な書類が到着してからご来局されることをお勧めします。また、昨年度の健康保険等の支払額などを事前に確認しておくサポートがスムーズになります。

令和3年分の納期限（法定納期限）及び振替日

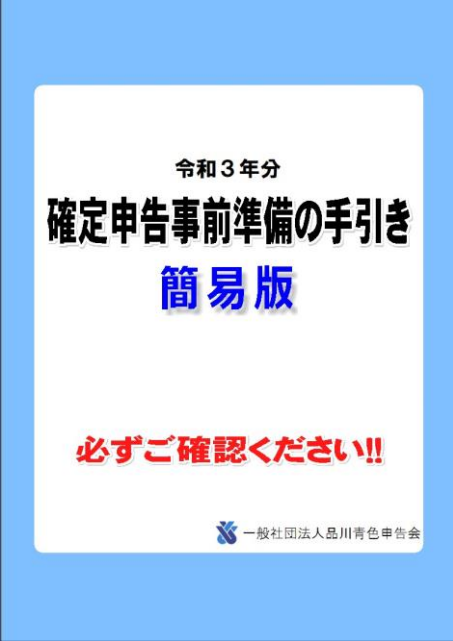
申告所得税及び復興特別所得税

	納期限（法定納期限）	口座振替日
第三期納期	令和4年3月15日（火）	令和4年4月21日（木）
延納分	令和4年5月31日（火）	令和4年5月31日（火）

消費税及び地方消費税（個人事業者の場合）

	納期限（法定納期限）	口座振替日
確定申告（原則）	令和4年3月31日（木）	令和4年4月26日（火）

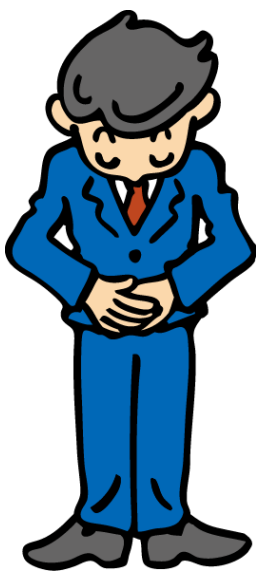
手引きについて



今回の会報に昨年も配布いたしました『確定申告事前準備の手引き』が同封されており、内容は、令和3年分確定申告期の申告会事務局の対応及び税制改正等の大事な内容が記載されておりますので、一読ください。

なお、昨年と変更点がない項目については記載を省略いたしました。

省略した内容も含めて詳しく知りたの方は、当会HPにて詳細版がございますので、そちらをご覧ください。



確定申告のお知らせ



1月の中旬から下旬頃、昨年の確定申告を次の方法で提出した方は、税務署より確定申告書類の代わりに『確定申告のお知らせ』（ハガキ又は封書）が届きます。

確定申告サポートを行う際に必要な情報が記載されておりますので、届きましたら紛失しないようにサポート時に必ずご持参ください。

- ・ 青色申告会経由で申告をした方
- ・ 税理士に依頼した方
- ・ 各相談会場で提出した方
- ・ イータックスを利用して申告した方
- ・ 税務署でパソコンを使って申告をした方

マイナンバーについて

平成28年より税務署への提出書類にマイナンバーの記載が義務付けられました。今年も確定申告の際には本人と扶養親族の分をご持参ください。

- 1、必要な書類
 - ・ マイナンバーカードのコピー（両面）又は通知カードと免許証・健康保険証等のコピー
- 2、提出方法
 - A、申告会を経由して提出
 - ： 申告会でお預かりして提出します。
 - B、ご自身で直接税務署へ提出
 - ： 提出時窓口で提示します。
 - C、ご自身で郵送で税務署へ提出
 - ： 申告書等の書類と一緒に郵送してください。

※当会ではマイナンバーのコピーはできませんので、事前にコピーをご用意ください。



土地建物等の譲渡

令和3年中に、土地建物等の譲渡等（収用や交換等）をされた方は、その譲渡について最寄りの税務署において計算を済ませてサポート時に当該内訳書をご持参ください。

当会での土地建物の譲渡所得等の計算は行っておりません。

なお、税務署では年明けから土地建物の譲渡の計算等の相談が開始されます。

感染防止対策として、入場整理券が必要になることが見込まれますので、時間の余裕をもって相談を受けましょう。

【1面】
【令和 年分】
氏名 姓 名
住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
職業 〇〇業
関係税理士名 〇〇事務所
（電話）

あなたの
現住所（前住所） 氏名 職業
電話番号（連絡先）

記載上の注意事項
○ この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
○ 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二筆書きで記載してください。
○ 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する譲渡額を減らします。
● 交換・買換え(代償)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」各欄)・4面
● 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
（「4」の下記の「5」に○を付してください。）
○ 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
○ 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木造	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄骨造	鉄骨造
償却率	0.031	0.034	0.015	0.030	0.025

（注）【全築造】…… 経年経過のうち築造時の築年が30年以下の建物
【全築造】…… 経年経過のうち築造時の築年が30年超の建物

『譲渡所得の内訳書』に必要事項等をご記入の上、添付する書類と一緒に決算申告サポート時にご持参ください。

帳簿チェック

1時間ルールが適用されてから、申告期に複数回来局をされる方が増えているようです。

お時間に余裕がある年内に帳簿のチェックを行い、わからない問題等を解決しませんか。

年内に帳簿チェックを行うことで、本番の申告期に複数回来局する手間を省くことができるだけでなく、サポート時間を短縮することができます。

また、当会で初めて決算申告サポートを利用される方は、減価償却資産等の情報を事前に提供されますと、申告期にデータ入力時間を短縮できます。

ので、年内に昨年の決算書（収支内訳書）・確定申告書を一緒に持ちこたさい。また、その他左記に該当する方も年内の来局をお願いします。

- ・ 車輦等の高額な資産の購入
- ・ 大規模な修繕
- ・ 固定資産の売却

集計にご協力を

事業所得の支払調書、配当所得等の金額の集計は当日までに終了し、明細を用意したうえで来局ください。なお、計上する収入金額は、入金された金額ではなく、各種税額等控除前の金額です。ご注意ください。

ふるさと納税の申告手続き

令和3年分の確定申告から、ふるさと納税を行った場合、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者の発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができるようになりました。

左記の特定事業者のポータルサイトを經由した年間寄附額が記載されているため、計算間違いや書類の紛失等の問題が解消されます。ぜひご利用ください。

なお、入手方法その他の内容はそれぞれの特定事業者のポータルサイトをご確認ください。

特定事業者の認定を受けている主なポータルサイト

- ・ さとふる
- ・ ふるなび
- ・ ふるさとチヨイス
- ・ ふるさとパレット
- ・ ふるさとプレミアム
- ・ 楽天ふるさと納税
- ・ auPAYふるさと納税

その他の対応していポータルサイトについては、国税庁HPの『国税庁長官が指定した特定事業者』をご覧ください。

経営セーフティ共済 をご利用の皆様へ

経営セーフティ共済等の特定の基金を必要経費に算入する場合に、税務署に「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書」に必要事項を記載し、確定申告書と一緒に提出する必要があります。

この明細書は最寄りの税務署で入手、または国税庁HPからPDFファイルダウンロードできますのでご利用ください。

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

(年分) _____ 氏名 _____

基金に係る法人名	①				
基金の名称	②				
告示番号	③	第 号	第 号	第 号	第 号
当年に支出した負担金等の額	④	円	円	円	円
同上のうち必要経費に算入した額	⑤				

事前情報の提供

決算申告サポート日前に仮集計した決算書、又は集計表を提出いただくことにより、当日のサポートのご案内を優先できるほか、所要時間を大幅に短縮できます。

今回の会報に同封された下書き用紙に必要事項を記入したうえ、直接持参又は(一社)品川青色申告会へ郵送、メール(いずれも3営業日前までに当会着を受付)でご提出ください。メール郵送等をご利用にならない場合、到着後本会よりご連絡をいたします。

今回の会報には、右の青色申告決算書下書き用紙の他、消費税の計算の下書き用紙等も入っています。ご不明点等ございましたら申告会までお問い合わせください。

消費税の申請

消費税の申請・届出の書類には、一部「消費税簡易課税制度選択届出書」のように、個人の場合、12月31日までを提出期限としている書類があります。所得税の申請・届出と取扱いが異なりますので、消費税の申請・届出に関するご相談は、年内中に行いましょう。

また、決算申告サポート時にインボイス制度に関する届出等に関するお問い合わせは、場合によっては申告期終了後に再度ご来局をお願いすることがありますのでご了承ください。

アンケートのご協力

事業をするうえで苦勞した点等、匿名アンケートでお答えください。ご記入後FAXでの送信か同封の返信用封筒にてご返送ください。

個人で事業・不動産貸付をされている方へのアンケート

一般社団法人品川青色申告会では、公益活動の一環として、無料相談やSNSを通じて、皆様が経営にあたりお困りになった項目・お知りになりたい項目についての解決策などを広く発信するためにアンケートを実施しております。匿名のアンケートとなりますのでお気軽にご回答ください。ぜひご理解と協力をいただきますようお願いいたします。【回答先】一般社団法人品川青色申告会：〒140-0004 品川区南品川4-2-32-1F TEL：03-3474-7564 FAX：03-3658-2616

【質問1】 あなたのお仕事を教えてください。(該当項目に☑、複数回答可)
 業種() 業種() 業種()
 個人事業 () 不動産貸付業 給与収入

【質問2】 これまでお困りになった項目を教えてください。(該当項目に☑、複数回答可)
 業() 業() 業()
 届出などの書類 ()
 認可申請など ()
 帳簿の記録 ()
 確定申告について ()
 資金繰り ()
 社会保険関連 ()
 損害保険の加入 ()
 その他 ()

【質問3】 質問2でお困りになった項目は解消しましたか？(該当項目に☑)
 解消されていない 解消された

【質問4】 質問3で解消されたお困りごとの解決方法を教えてください。(該当項目に☑)
 自分で調べた 友人・知人からのアドバイス
 下記の専門家などに相談した。
 銀行 商工会議所 税理士などの士業 青色申告会 官公署
 その他 ()

【質問5】 あなたの会社で今知りたいことを教えてください。(税務以外の内容も含む)

202111

青色カレンダー

恒例のあおいろカレンダーが完成しました。今回より、カレンダーを作成する担当が変わり、内容やデザインも大幅に変更しました。

事務局にて12月上旬頃配布予定ですので、来局の際はお手にとってご持ち帰りください。



今回のカレンダーの表紙です。大きさは昨年同様A4サイズとなっております。

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

→ 上面
← カレンダー



事務局からお知らせ

転居・廃業等された方へ

【転居や結婚された方など】

①(二社)品川青色申告会の登録情報を更新しますので、お早めにご連絡下さい。

※ 共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。

※ お引越先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

※ 氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。

なお、氏名変更後に姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

② 転居の場合は税務署へ届出書の提出が必要となります。

③ 事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。

★ 死亡又は出国された方など

死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『準確定申告』が必要

【廃業された方など】

★ 廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

※ 詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★ 慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。なお、その事実から3ヶ月以内に事務局へご連絡頂く事が適用条件です。

【土曜日営業について】

★ 6月～12月までの第一土曜日(祝日を除く)は通常営業致します。

なお、出社している職員が通常よりも少ないため、予約制による入場制限を行っておりますのでご了承ください。

【駐車場について】

★ 車での来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。

そのため、電車・バス等の公共交通機関や自転車等での来局をお勧めします。

※ 自転車保険・交通傷害保険を取り扱っております。